

# けんぽ委員だより

被保険者様あて

マイナ保険証をお持ちでない方へ

**資格確認書**をお送りします!

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。そのため、以下の対象者の資格確認書を被保険者様のご自宅にお送りします。



## 送付対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者(令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者)であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方  
 ※対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付いたします。

## 送付時期

愛知支部の加入事業所は令和7年7月下旬～  
 ※送付時期の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。  
 ※送付時期を経過しても資格確認書がお手元に届かない場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

## 送付方法

世帯単位で被保険者様の住所あてに特定記録郵便で送付



## 事業主様へのお願い

被保険者様の住所に送付した資格確認書が宛所不明等の理由により未着となった場合、改めて事業主様あてにお送りいたします。対象者様へお渡しいたしますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

**0570-015-369**

8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)



マイナ保険証について  
 詳しくはこちらから▶



協会けんぽ マイナ保険証 **検索**



# 傷病手当金の記入に関する注意点

被保険者  
記入欄

お問い合わせや、記入誤りの多い点について、ご紹介いたします。  
今後の申請書作成にお役立てください。



申請用紙2ページ目

年表示誤り注意  
(年をまたぐ場合記入誤り多数)

健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者氏名 協会 太郎

1 2 3 4 ページ

被保険者記入用

① 申請期間 (療養のために休んだ期間) 令和 07 年 07 月 01 日 から 令和 07 年 07 月 01 日

② 被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容) 経理担当事務

③ 傷病名  療養担当者記入欄(4ページ)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に☑を入れてください。

④ 発病・負傷年月日 2 1.平成 07 年 06 月 01 日 2.令和

⑤-1 傷病の原因 1 1. 仕事以外(業務外)での傷病 2. 仕事(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病

⑤-2 労働災害、通勤災害の認定を受けていますか  1. はい 2. 請求中(労働災害) 3. 未請求

⑥ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故やケンカ等)によるものでしょうか。 2 1. はい 2. いいえ

①第1回目の申請は「待期期間(3日間)」を含めて記入

②記入漏れに注意  
退職後の申請は、退職前の仕事内容を記入

③点漏れに注意

⑤-1傷病の原因欄は1~3のいずれかを選択  
※傷病の原因が不明の場合は「1」を選択  
※「2」「3」を選択した場合は⑤-2についてご回答ください。

⑤-2労働災害、通勤災害が「3.未請求」の場合は、労災該当確認のため申請書をお返しする場合があります。  
※労災保険給付に該当するかわからない場合は、労働基準監督署へご相談ください。

①-1 申請期間中に、有給や手当などで報酬を受けた場合は「1」を記入し、①-2についてご回答ください。

①-2 事業主証明欄をご確認の上、受けた報酬が正しく記入されている場合は「1」を記入  
※受けた報酬と事業主証明欄が相違している場合は、被保険者様から事業所様へご確認願います。

②-1 障害年金、障害手当金について  
今回傷病手当金を申請するものと同一の傷病で「障害厚生年金」または「障害手当金」を受給していますか。(同一の傷病で障害年金等を受給している場合は、傷病手当金の額を調整します)

②-2 老齢年金等について  
※遺族等による健康保険料の喪失後の期間について、傷病手当金を申請する場合はご記入ください。老齢または退職を事由とする公的年金を受給していますか。(公的年金を受給している場合は、傷病手当金の額を調整します)

各種申請書の記入方法や手続きの流れについて詳しくは協会けんぽGUIDEBOOKをご確認ください



申請書のダウンロードはこちらから

